

7 高健対第 1322 号
令和 7 年 10 月 29 日

各医療機関 管理者 様

高知県健康政策部健康対策課長

令和 6 年度高知県新興感染症対応医療機関設備整備事業費補助金に係る
消費税の報告について

貴院に対し交付した標記補助金について、消費税の申告を終えましたら、令和 6 年度の高知県新興感染症対応医療機関設備整備事業費補助金交付要綱第 10 条 3 項に基づき、下記の添付書類を添えて、速やかにご報告いただきますようお願いいたします。

なお、今回の報告により消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、当該金額を県に返納していただくことになります。

記

- 1 提出書類 ※返納額がない場合でも提出が必要です。
 - (1) 別記第 4 号様式（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書）
 - (2) 確定申告書の写し
 - (3) 確定申告書の付表（課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表）の写し等
様式は、高知県庁健康対策課のホームページに掲載しています。
納税義務がない場合の申立書の様式例も掲載していますので参考にしてください。

◇消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告について（令和 6 年度高知県新興感染症対応医療機関設備整備事業費補助金）

URL <https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2025070100038/>
- 2 計算方法
 - (1) 課税売上割合が 95%以上の場合
 - ・補助金額×10/110＝返納額（円未満切り捨て）
 - (2) 一括比例配分方式の場合
 - ・補助金額×10/110×課税売上割合＝返納額（円未満切り捨て）
 - (3) 個別対応方式の場合
 - ・A と B の合計額
 - A：課税売上にもみ要する補助対象経費に使用された補助金
補助金額×10/110＝返納額（円未満切り捨て）
 - B：課税売上と非課税売上に共通して要する補助対象経費に使用された補助金
補助金額×10/110×課税売上割合＝返納額（円未満切り捨て）

(4) 簡易課税方式の場合

・返納額なし（ただし報告書の提出は必要です。）

(5) 公益法人等で特定収入割合が5%を超えている場合

・返納額なし（ただし報告書の提出は必要です。）

◇計算時の注意点

・課税売上割合等、計算途中において小数点以下を切り捨て及び切り上げは行わず、返還額の円未満を切り捨ててください。

・ただし、税務署への申告の際に端数処理をしている場合は、端数処理した値を用いてください。（付表の課税売上割合が端数処理されているからといって、申告の際に端数処理をしているとは限りませんので、担当部署等にご確認ください。）

3 補助金の返還時期について

返還時期については、別途調整のうえご連絡させていただきます。

4 提出先

〒780-8570

高知県高知市丸ノ内1-2-20

高知県健康政策部健康対策課 感染症担当あて

【問い合わせ先】

〒780-8570

高知県高知市丸ノ内1-2-20

高知県健康政策部健康対策課 杉本、尾木

TEL：088-823-9677 FAX：088-823-9941

E-mail：kochi-kyoutei@ken.pref.kochi.lg.jp